

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年8月14日

**【四半期会計期間】** 第60期第2四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

**【会社名】** 株式会社アサツデー・ケイ

**【英訳名】** ASATSU-DK INC.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 植野伸一

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

**【電話番号】** 03(6830)3867

**【事務連絡者氏名】** 経理局長 宇野沢史紀

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

**【電話番号】** 03(6830)3867

**【事務連絡者氏名】** 経理局長 宇野沢史紀

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第2四半期 連結累計期間	第60期 第2四半期 連結累計期間	第59期
会計期間	自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日
売上高 (百万円)	174,469	174,489	342,786
経常利益 (百万円)	3,381	3,966	4,327
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,114	1,255	3,430
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	14,291	1,312	27,187
純資産額 (百万円)	118,522	123,906	130,972
総資産額 (百万円)	210,230	223,947	228,170
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	50.27	30.01	81.79
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	50.25	29.98	81.73
自己資本比率 (%)	55.8	55.0	56.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,948	9,265	3,175
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,281	3,197	6,270
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,753	5,739	6,336
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	33,061	32,829	32,410

回次	第59期 第2四半期 連結会計期間	第60期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日
1株当たり 四半期純利益金額又は 四半期純損失金額 (円)	38.30	0.62

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は、従業員持株E S O P信託制度を導入しており、当該信託にかかる従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。従って、1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（広告業）

前連結会計年度において非連結子会社でありました(株)ライトソング音楽出版、IMMG Pte.Ltd.、IMMG BEIJING CO.,LTD.、PT.IMMG Indonesia、SCOOP ADWORLD Pte.Ltd.、DAI-ICHI KIKAKU(Malaysia)Sdn.Bhd.、ASATSU-DK Korea Co.,Ltd.の7社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において持分法非適用の関連会社でありました(株)プレミア・クロスバリュー、Beijing DongFang SanMeng Public Relations Consulting Co.,Ltd.の2社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。

（その他の事業）

前連結会計年度において非連結子会社でありました(株)バイオメディス インターナショナル、(株)ADK保険サービスの2社は、重要性が増したことに伴い、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の我が国経済は、米国経済の堅調な推移や、政府および日本銀行の継続的な経済対策や金融政策を背景に、企業収益の改善や設備投資の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復基調となりました。個人消費においては、消費税率引き上げ後に一時的な減速がみられたものの、増税前の駆け込み需要や雇用・所得環境の改善に伴い、概ね堅調に推移しました。

広告業界においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、広告業の売上高は、平成25年4月より平成26年3月まで前年同月比で12ヶ月連続プラスとなりました。消費税率引き上げ後の平成26年4月に0.4%減となったものの、5月に2.1%増に転じるなど、概ね堅調に推移しています。

このような環境の下、当社グループは消費者にメッセージを伝えるだけでなく、具体的に消費者を動かす「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への転換を目指す「VISION 2020」を掲げ、コンシューマー・アクティベーション実現に向けたソリューション基盤の整備や収益管理体制の厳格化、国内外のグループ会社との連携強化、得意とするコンテンツビジネスの拡大など、ビジネスモデルの複合化およびグループ基盤の構築に向けた施策を推し進めました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は1,744億89百万円（前年同期比0.0%増）、売上総利益は246億25百万円（前年同期比6.9%増）、営業利益は21億28百万円（前年同期比17.7%増）となりました。これに受取配当金をはじめとした営業外収益19億40百万円および営業外費用1億2百万円を計上した結果、経常利益は39億66百万円（前年同期比17.3%増）となりました。特別利益を3億45百万円計上した一方で、当社をはじめとしたグループの事務所移転費用などの特別損失18億23百万円を計上した結果、税金等調整前四半期純利益は24億88百万円（前年同期比31.3%減）となり、四半期純利益は12億55百万円（前年同期比40.6%減）となりました。

当第2四半期連結累計期間の報告セグメント別の業績の詳細は、以下のとおりであります。

(広告業)

広告業における外部顧客への売上高は1,723億27百万円(前年同期比0.0%増)、セグメント利益は23億88百万円(前年同期比7.8%増)となりました。

売上高については、総体として前年同期比で横ばいとなりました。地域別では、消費税率引き上げ前の広告出稿増加により、当社および国内子会社は増収となりました。海外については、アジア・欧米子会社が堅調に推移した一方で、中国圏子会社が苦戦した結果、減収となりました。セグメント利益については、中国圏子会社の不振により海外子会社が減益となったものの、当社単体、国内子会社が前年同期比で増益となり、総体として前年同期を上回りました。

なお、グループの中核である当社単体の業績、業種別・区分別売上は以下のとおりであります。

売上高は1,522億5百万円(前年同期比0.2%増)、売上総利益は180億96百万円(前年同期比8.1%増)、営業利益は19億93百万円(前年同期比15.4%増)となりました。賞与引当金繰入額および本社移転に伴う費用など、一部の販管費の増加がありましたが、売上総利益率改善の施策が奏功し、増益となりました。

業種別売上では官公庁・団体、外食・各種サービス、化粧品・トイレットリー、金融・保険、自動車・関連品などの業種の広告主からの出稿が増加した一方で、食品、飲料・嗜好品、教育・医療サービス・宗教、エネルギー・素材・機械、不動産・住宅設備などの業種の広告主からの出稿が減少しました。

区分別売上ではテレビ広告、デジタルメディア広告、マーケティング・プロモーションの区分において前年同期比で増収となった一方で、OOHメディア広告、制作その他、新聞広告、雑誌広告、ラジオ広告の区分において前年同期比で減収となりました。

当社単体の区分別の売上高、その構成比と前年同期増減率は以下のとおりであります。

区分別売上(注)		当期売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)
メ デ イ ア	雑誌広告	6,280	4.1	8.7
	新聞広告	10,119	6.6	7.3
	テレビ広告	70,451	46.3	3.1
	ラジオ広告	1,430	0.9	9.4
	デジタルメディア広告	7,217	4.7	37.3
	OOHメディア広告	3,887	2.6	27.5
小計		99,387	65.3	1.1
メ デ イ ア 以 外	マーケティング・プロモーション	31,141	20.5	1.9
	制作その他	21,676	14.2	6.0
小計		52,817	34.7	1.5
合計		152,205	100.0	0.2

- (注) 1 広告市場の成熟化やメディア環境の多角化に伴い、当社は広告主にクロス・コミュニケーション・プログラムを提供しており、媒体別の売上を厳密に分別することが困難な場合があります。従って、上記の区分別売上は厳密に媒体別の売上を反映していないことがあります。
- 2 テレビには、タイム、スポット、コンテンツが含まれます。
- 3 デジタルメディアには、インターネット、モバイル関連メディアが含まれます。  
(WEBサイト制作・システム開発などデジタルソリューションは「マーケティング・プロモーション」に含まれます)
- 4 OOH(アウト・オブ・ホーム)メディアには、交通広告、屋外広告、折込広告などが含まれます。
- 5 マーケティング・プロモーションには、マーケティング、コミュニケーション・プランニング、プロモーション、イベント、PR、博覧会事業、デジタルソリューションなどが含まれます。

(その他の事業)

その他の事業における外部顧客への売上高は21億61百万円(前年同期比0.0%減)、セグメント損失は2億60百万円(前年同期は4億8百万円の損失)となりました。

主たる事業である雑誌・書籍の出版・販売事業においては、出版市場全体の縮小に伴い収益確保が困難な状況が続いていることから、営業損失となりましたが、配本数適正化による返本高の減少および販管費の抑制に努めた結果、前年同期比で赤字幅は縮小しました。

(海外売上高)

当社グループの海外売上高は、すべて広告業のものであり、当第2四半期連結累計期間の売上高の8.2%(前年同期は8.5%)となりました。

(2) 財政状態の分析

前連結会計年度末(平成25年12月31日)と比較した当第2四半期連結会計期間末の財政状態は以下のとおりです。

資産合計は、時価の下落による投資有価証券の減少などにより、前連結会計年度末に比べ42億22百万円減少の2,239億47百万円となりました。負債合計は、前述の投資有価証券の時価下落に起因する繰延税金負債の減少があったものの、仕入債務の増加などにより、前連結会計年度末に比べ28億43百万円増加の1,000億41百万円となりました。純資産合計は1,239億6百万円、少数株主持分および新株予約権を除いた自己資本比率は55.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、営業活動による収入が投資活動および財務活動による支出を上回ったため、前連結会計年度末より4億18百万円増加し、328億29百万円(前年同期は330億61百万円)でありました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が24億88百万円となったこと、および売上債権が40億23百万円減少したことなどにより、92億65百万円の収入超(前年同期は89億48百万円の収入超)でありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が16億10百万円あったこと、および投資有価証券の取得による支出が11億49百万円あったことなどにより、31億97百万円の支出超(前年同期は12億81百万円の収入超)でありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払が55億13百万円あったことなどにより、57億39百万円の支出超(前年同期は57億53百万円の支出超)でありました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、究極的には株主の皆様のご判断に委ねられるものと考えております。

当社は、資本効率の改善や株主の皆様への種々の利益還元施策の実施に加え、「全員経営」の理念のもとに全社をあげて広告業としての競争力を高めることにより、企業価値・株主共同の利益の最大化に取り組んでまいりました。また「ピープルビジネス」といわれる広告業では役員と従業員の一体感・運命共同体的意識こそが競争力の源泉であり、不適切な買収によりこれが損なわれるときは、企業価値・株主共同の利益が毀損されるとともに、買収者の目的は達成されないことになると認識しております。

このように企業価値を高め株主に報いることによって株主のサポートを得ることが、不適切な買収に対抗する最大の防衛策であると考え、当社は現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。

他方、当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けている者の責務として、社外専門家の意見を尊重しながら、当該買付が企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響について評価し、自らの見解を表明するほか、当該買付者と交渉を行い、株主の皆様が当該買付に応じるか否かを適切に判断するために必要な情報の提供と時間の確保に全力を尽くす所存です。

更に、当該買付者が必要な情報を提供しない場合やその提案内容が企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断した場合には、その時点において採り得る実効的で、かつ株主の皆様を受け入れられる合理的対抗措置を講じる予定です。

なお、具体的な買収防衛策を予め導入しておくことについては、今後の経済環境、資本市場、法令の動向等を鑑みて、慎重に検討を進めることといたします。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが支出した研究開発費の総額は4億27百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	206,000,000
計	206,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,155,400	42,155,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	42,155,400	42,155,400	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	42,155,400	-	37,581	-	7,839



## (6) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴィ (常任代理人 大和証券株式会社)	LAAN OP ZUID 167 3072 DB ROTTERDAM THE NETHERLANDS (東京都千代田区丸の内1-9-1)	10,331	24.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	2,587	6.13
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リユーエス タックス エグゼ ンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,597	3.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 USA (東京都中央区月島4-16-13)	1,535	3.64
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,490	3.53
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイ エフシー) アカウント ノン トリー ティー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,192	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	940	2.23
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券 株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6-10-1)	870	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	821	1.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱商事株式会社口)	東京都港区浜松町2-11-3	765	1.81
計	-	22,131	52.50

(注) 1 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	940千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	821千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	765千株

- シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(旧名称:シルチェスター・インターナショナル・インベ  
スターズ・リミテッド)から、平成22年11月8日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、  
平成22年11月1日現在でシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーおよび同  
社により6,268,500株(平成22年11月1日現在の発行済株式総数の13.88%)を保有している旨の報告を受  
けておりますが、当社として当事業年度末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主  
の状況には含めておりません。
- フランクリン・テンブルトン・インスティテューショナル・エルエルシーから、平成25年8月5日付の大  
量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成25年7月31日現在で3,164,800株(平成25年7月31  
日現在の発行済株式総数の7.42%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度  
末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから、平成26年7月3日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの  
送付があり、平成26年6月30日現在で3,012,700株(発行済株式総数の7.15%)を保有している旨の報告を  
受けておりますが、当社として当事業年度末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株  
主の状況には含めておりません。

- 5 サード・アベニュー・マネージメント・エルエルシーから、平成26年3月3日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成26年2月28日現在で1,043,500株（発行済株式総数の2.48%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 79,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,976,300	419,763	-
単元未満株式	普通株式 99,500	-	-
発行済株式総数	42,155,400	-	-
総株主の議決権	-	419,763	-

- (注) 1 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。  
2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が52株含まれております。  
3 「完全議決権株式(その他)」の欄には、四半期連結財務諸表において自己株式として計上している従業員持株E S O P信託口名義の当社株式が220,100株(議決権の数2,201個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アサツー ディ・ケイ	東京都港区 虎ノ門1-23-1	79,600	-	79,600	0.19
計	-	79,600	-	79,600	0.19

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役職名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 取締役会議長	取締役 取締役会議長	長沼 孝一郎	平成26年4月15日

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）および第2四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	25,554	27,561
受取手形及び売掛金	3 81,659	77,718
有価証券	11,371	10,467
たな卸資産	1 8,469	1 8,258
その他	2,391	4,005
貸倒引当金	514	690
流動資産合計	128,932	127,321
固定資産		
有形固定資産	3,392	4,604
無形固定資産	2,132	1,783
投資その他の資産		
投資有価証券	84,829	81,572
その他	9,694	9,420
貸倒引当金	810	755
投資その他の資産合計	93,713	90,238
固定資産合計	99,238	96,626
資産合計	228,170	223,947

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 65,997	68,732
短期借入金	-	49
1年内返済予定の長期借入金	4 164	4 164
未払法人税等	1,950	1,299
引当金	892	1,500
その他	7,076	7,861
流動負債合計	76,080	79,608
固定負債		
長期借入金	4 82	-
引当金	1,688	1,500
その他	19,346	18,932
固定負債合計	21,116	20,432
負債合計	97,197	100,041
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,581	37,581
資本剰余金	11,982	11,982
利益剰余金	44,303	40,239
自己株式	651	592
株主資本合計	93,216	89,211
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35,142	33,045
繰延ヘッジ損益	1	1
為替換算調整勘定	1,513	992
その他の包括利益累計額合計	36,657	34,035
新株予約権	21	30
少数株主持分	1,077	628
純資産合計	130,972	123,906
負債純資産合計	228,170	223,947

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	174,469	174,489
売上原価	151,423	149,863
売上総利益	23,046	24,625
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	11,360	11,260
賞与引当金繰入額	394	922
役員退職慰労引当金繰入額	18	9
貸倒引当金繰入額	287	180
その他	9,751	10,124
販売費及び一般管理費合計	21,238	22,497
営業利益	1,807	2,128
営業外収益		
受取利息	125	126
受取配当金	1,142	1,431
持分法による投資利益	68	90
その他	296	293
営業外収益合計	1,633	1,940
営業外費用		
支払利息	6	3
貸倒引当金繰入額	0	22
保険解約損	8	33
その他	44	43
営業外費用合計	59	102
経常利益	3,381	3,966
特別利益		
投資有価証券売却益	479	312
その他	32	32
特別利益合計	511	345
特別損失		
減損損失	-	207
投資有価証券売却損	117	2
投資有価証券評価損	24	78
特別退職金	-	396
事務所移転費用	44	1,989
その他	82	148
特別損失合計	268	1,823
税金等調整前四半期純利益	3,624	2,488
法人税等	1,476	1,168
少数株主損益調整前四半期純利益	2,148	1,320
少数株主利益	33	65
四半期純利益	2,114	1,255

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,148	1,320
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,825	2,098
繰延ヘッジ損益	3	2
為替換算調整勘定	1,313	530
持分法適用会社に対する持分相当額	-	1
その他の包括利益合計	12,143	2,633
四半期包括利益	14,291	1,312
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,211	1,365
少数株主に係る四半期包括利益	79	53

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,624	2,488
減価償却費	855	655
投資有価証券評価損益(は益)	24	78
貸倒引当金の増減額(は減少)	280	146
賞与引当金の増減額(は減少)	54	670
役員賞与引当金の増減額(は減少)	12	0
返品調整引当金の増減額(は減少)	327	55
退職給付引当金の増減額(は減少)	4	115
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	30	223
受取利息及び受取配当金	1,267	1,557
支払利息	6	3
持分法による投資損益(は益)	68	90
投資有価証券売却損益(は益)	361	310
事務所移転費用	44	989
売上債権の増減額(は増加)	8,570	4,023
たな卸資産の増減額(は増加)	892	139
仕入債務の増減額(は減少)	1,187	2,542
未収入金の増減額(は増加)	261	195
未払金の増減額(は減少)	729	1,182
その他	1,231	1,061
小計	8,997	11,666
利息及び配当金の受取額	364	299
利息の支払額	7	4
事務所移転費用の支払額	44	861
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	361	1,835
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>8,948</b>	<b>9,265</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	163	1,610
定期預金の預入による支出	4,545	4,279
定期預金の払戻による収入	3,692	3,786
投資有価証券の取得による支出	218	1,149
投資有価証券の売却による収入	2,977	616
その他	461	560
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,281</b>	<b>3,197</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	29	8
長期借入金の返済による支出	149	82
自己株式の純増減額(は増加)	1,191	11
配当金の支払額	4,269	5,513
その他	113	141
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,753</b>	<b>5,739</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,155	412
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,631	84
現金及び現金同等物の期首残高	27,264	32,410
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	165	502
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 33,061	1 32,829



【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
1	連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した(株)ライトソング音楽出版、(株)バイオメディス インターナショナル、(株)ADK保険サービス、IMMG Pte.Ltd.、IMMG BEIJING CO.,LTD.、PT.IMMG Indonesia、SCOOP ADWORLD Pte.Ltd.、DAI-ICHI KIKAKU(Malaysia)Sdn.Bhd.およびASATSU-DK Korea Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。
2	持分法適用の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した(株)プレミア・クロスバリューおよびBeijing DongFang SanMeng Public Relations Consulting Co.,Ltd.を持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
(税金費用の計算)	税金費用の計算にあたっては、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

当社グループのたな卸資産は、主として広告物の制作等に係る進行中業務の費用や諸権利など、広告関連業務に附随する多種多様なものが含まれており、適切に区分することが困難であるため、一括して表示しております。

2 偶発債務

(1) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
北京華聞旭通国際広告有限公司	借入金 34百万円	- 百万円
グループエム・ジャパン(株)	買掛金 142百万円	買掛金 162百万円
計	176百万円	162百万円

3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形	520百万円	- 百万円
支払手形	731百万円	- 百万円

4 このうち、従業員持株E S O P信託に係る借入金残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	164百万円	164百万円
長期借入金	82百万円	- 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 事務所移転費用

本社の移転に伴う費用であり、主に固定資産除却損等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	22,970百万円	27,561百万円
有価証券勘定	15,104百万円	10,467百万円
小計	38,075百万円	38,028百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	5,014百万円	5,114百万円
MMF等に該当しない有価証券	- 百万円	84百万円
現金及び現金同等物	33,061百万円	32,829百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月12日 取締役会	普通株式	4,269	101.00	平成24年12月31日	平成25年3月18日	利益剰余金

(注) 1 平成25年2月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金30百万円を含めておりません。

2 1株当たり配当額の内訳は、普通配当13円00銭、特別配当88円00銭であります。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月12日 取締役会	普通株式	418	10.00	平成25年6月30日	平成25年9月12日	利益剰余金

(注) 平成25年8月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めておりません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年2月14日 取締役会	普通株式	5,478	131.00	平成25年12月31日	平成26年3月17日	利益剰余金

(注) 1 平成26年2月14日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金33百万円を含めておりません。

2 1株当たり配当額の内訳は、普通配当19円00銭、特別配当112円00銭であります。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年8月12日 取締役会	普通株式	418	10.00	平成26年6月30日	平成26年9月16日	利益剰余金

(注) 平成26年8月12日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めておりません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	広告業	その他の事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	172,307	2,162	174,469	-	174,469
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8	1	9	9	-
計	172,315	2,163	174,479	9	174,469
セグメント利益又は損失( )	2,216	408	1,807	0	1,807

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額の主な内容は、セグメント間取引の消去および未実現利益の控除によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	広告業	その他の事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	172,327	2,161	174,489	-	174,489
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	27	37	37	-
計	172,337	2,189	174,526	37	174,489
セグメント利益又は損失( )	2,388	260	2,127	0	2,128

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額の主な内容は、セグメント間取引の消去および未実現利益の控除によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「広告業」セグメントにおいて、207百万円の減損損失を計上しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	50円27銭	30円01銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,114	1,255
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,114	1,255
普通株式の期中平均株式数(株)	42,070,846	41,834,854
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	50円25銭	29円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	20,035	43,219
(うち新株予約権)(株)	(20,035)	(43,219)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当社は、従業員持株E S O P信託制度を導入しており、当該信託にかかる従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。

(重要な後発事象)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、平成26年8月12日開催の取締役会において、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより業績向上と株価上昇に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、業務を執行する取締役4名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 新株予約権の名称

株式会社アサツー ディ・ケイ 第4回新株予約権

2. 新株予約権の総数

264個

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力の発生日）以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月30日から平成36年8月29日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

以下の議案につき当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記7.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項  
上記9.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記6.に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)は、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定するものとする。なお、当社は新株予約権者に対して、新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給し、新株予約権者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する。

13. 新株予約権の払込期日および割当日

平成26年8月29日

14. 新株予約権の割当てを受ける者およびその人数ならびに割当数

当社取締役4名 264個

執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、平成26年8月12日開催の取締役会において、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより業績向上と株価上昇に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、取締役を除く執行役員18名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 新株予約権の名称

株式会社アサツー ディ・ケイ 第5回新株予約権

2. 新株予約権の総数

599個

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力の発生日)以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月30日から平成36年8月29日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。



(2) 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

以下の議案につき当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

上記9.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記6.に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)は、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定するものとする。なお、当社は新株予約権者に対して、新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給し、新株予約権者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する。

13. 新株予約権の払込期日および割当日

平成26年8月29日

14. 新株予約権の割当てを受ける者およびその人数ならびに割当数

当社執行役員18名 599個

## 2 【その他】

### (1) 配当に関する事項

平成26年8月12日開催の取締役会において、第60期事業年度の中間基準日にあたる平成26年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間基準日（毎年6月30日）にかかる剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

中間基準日にかかる配当金の総額 ..... 420百万円

1株当たりの金額 ..... 10円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 ..... 平成26年9月16日

(注) 中間基準日にかかる配当金の総額については、従業員持株E S O P信託口に対する配当金2百万円を含めて記載しております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月13日

株式会社 アサツー ディ・ケイ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	本	満	夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林		一	樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	野	広	義	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 アサツー ディ・ケイの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 アサツー ディ・ケイ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。